

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

須坂市は、母子保健法に関する事務における特定個人情報保護ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

須坂市長

公表日

令和6年5月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)及び関係する法令等に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保健指導に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施及び勧奨に関する事務 ④妊娠届の受理及び審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診察の勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又は審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 ⑩サービス検索・電子申請機能での書類の受領(申請管理システムによる基幹システムへの取り込み)及びマイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名管理システム 3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一項番49 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号 別表第二項番69の2及び70 ＜情報提供＞ 番号法第19条第8号 別表第二項番26、56の2、69の2及び87 別表第二主務省令第19条、第30条、第38条の3及び第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課・医療保険課
②所属長の役職名	健康づくり課長・医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課庶務係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康づくり課保健予防係・医療保険課福祉医療係 〒382-8511 長野県須坂市大字須坂1528番地の1 電話番号 (026)-245-1400 内線3335,3338,3354(健康づくり課)・3338(医療保険課)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月18日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二項番69の2及び70 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2及び87 別表第二主務省令第19条、第30条及び第44条	<情報照会> 番号法第19条第7号 別表第二項番69の2及び70 <情報提供> 番号法第19条第7号 別表第二項番26、56の2、69の2及び87 別表第二主務省令第19条、第30条、第38条の3及び第44条	事後	
令和3年3月1日	表紙 評価実施機関名	長野県須坂市長	須坂市長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	5②所属長の役職名	健康づくり課長 浅野章子	健康づくり課長	事後	見直しによる表記の統一
令和3年3月1日	7請求先	総務部総務課行政改革推進係	総務部総務課庶務係	事後	組織変更
令和3年3月1日	Ⅱ 1.2 いくつかの時点の計数か	平成27年4月1日	令和3年3月1日	事後	公表日の計数
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> 番号法第19条第7号 <情報提供> 番号法第19条第7号	<情報照会> 番号法第19条第8号 <情報提供> 番号法第19条第8号	事後	法改正に伴う変更のため
令和4年4月1日	1③システムの名称	健康管理システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名管理システム 3. 中間サーバ	事後	見直しによる表記の統一
令和4年4月1日	V リスク対策 8. 監査	[○]自己点検	[○]自己点検 [○]内部監査	事後	内部監査実施に伴う変更
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和4年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月1日	令和4年4月1日	事後	公表日の計数
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	⑨市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収	⑨市町村が養育医療の給付に要する費用を支弁した場合のその措置を受けた者等からの費用の徴収 ⑩サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年1月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	3. 中間サーバ	3. 中間サーバ 4. サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月17日	Ⅳ 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	R3年5月事故発生に伴う変更
令和5年2月18日	Ⅱ しきい値判断項目 3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	見直しに伴う修正
令和5年2月18日	Ⅳ 提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	見直しに伴う修正
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事前	公表日の計数
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	サービス検索・電子申請機能での書類の受領（申請管理システムによる基幹システムへの取り込み）及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和5年5月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	4. サービス検索・電子申請機能	4. サービス検索・電子申請機能 5. 申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴う見直し
令和6年5月1日	5①部署	健康福祉部 健康づくり課	健康福祉部 健康づくり課・医療保険課	事後	
令和6年5月1日	5②所属長の役職名	健康づくり課長	健康づくり課長・医療保険課長	事後	
令和6年5月1日	8連絡先	健康づくり課保健予防係 内線3335.3338.3354	健康づくり課保健予防係・医療保険課福祉医療係 内線3335.3338.3354（健康づくり課）・3338（医療保険課）	事後	
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数
令和6年5月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事前	公表日の計数